

四日市市上下水道局管理規程第1号

四日市市コミュニティ・プラント水洗便所改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年2月16日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市コミュニティ・プラント水洗便所改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例施行規程の一部を改正する規程

四日市市コミュニティ・プラント水洗便所改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例施行規程（平成19年上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第3号様式から第5号様式までを次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市上下水道事業管理者 印

四日市市コミュニティ・プラント水洗便所改造資金融資あっせん可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市コミュニティ・プラント水洗便所改造資金融資あっせんについては、次のとおり決定したので通知します。

融 資 あっ せ ん 可 否	<input type="checkbox"/> 承 認	<input type="checkbox"/> 不 承 認
融 資 あっ せ ん 額	円（確定は、工事完成検査後になる。）	
不 承 認 の 理 由		

この通知書に記載された事項について、不服がある場合には通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知を知った日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この通知の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市上下水道事業管理者 印

四日市市コミュニティ・プラント水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市コミュニティ・プラント水洗便所改造資金融資あっせん額については、次のとおり決定したので通知します。

融資あっせん額	
---------	--

この通知書に記載された事項について、不服がある場合には通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知を知った日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この通知の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様

四日市市上下水道事業管理者 印

四日市市コミュニティ・プラント水洗便所改造資金利子助成金交付決定通知書

四日市市コミュニティ・プラント水洗便所改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例施行規程第9条の規定により、次のとおり利子助成金の交付を通知します。

利子助成交付額	助 成 対 象 返 済 期 間
円	(回分) (回分) 年 月分から 年 月分

この通知書に記載された事項について、不服がある場合には通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市上下水道事業管理者）を被告として提起することができます。（なお、この通知を知った日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この通知の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この通知の日から1年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)